

米国における気候変動関連の情報開示規制の動向

北米ニュースレター

2024 年 5 月 17 日号

執筆者:

[浦野 祐介](#)

y.urano@nishimura.com

[山本 晃久](#)

a.yamamoto@nishimura.com

[益田 美佳](#)

m.masuda@nishimura.com

目次

- I 米国における気候関連情報の開示規制をめぐる直近の状況
- II SEC の気候関連情報開示に関する最終規則の概要
- III 米国カリフォルニア州で成立した気候変動関連の情報開示法案の概要
- IV 日本企業における留意事項
- V 今後の動向

I 米国における気候関連情報の開示規制をめぐる直近の状況

現在、米国では企業の気候関連情報の開示規制をめぐるめまぐるしい状況の変化が続いている。

2024 年 3 月 6 日、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）（以下「SEC」という。）が SEC に登録された上場企業を対象として気候関連のリスクや温室効果ガス排出量等に関する情報開示を義務付ける最終規則（以下「SEC 最終規則」という。）を採択した。これに対して気候関連情報の開示規制への賛成派と反対派の双方から全米各地で訴訟が相次いで提起され、採択からわずか 1 か月も経たない 4 月 4 日には、SEC 最終規則の適用を司法判断がなされるまでの間一時停止する旨を SEC が表明せざるを得なくなるという異例の事態が生じている。もともと同規則の規則案は 2022 年 3 月に公表されたものの、当該規則案はバリューチェーンの上流と下流に関する温室効果ガス排出量の開示義務を含む厳しい規制内容であったゆえに、企業や業界団体、学者、政府関係者、NGO 等から 24,000 以上ものパブリックコメントが寄せられ、結果として規制内容が大幅に縮小されて今般成立に至ったものであり、世界的な気候関連情報の開示規制の動きと相まって、当初から非常に大きな注目を集めていた。

それに先立つ 2023 年 10 月 7 日には、米国カリフォルニア州知事が、気候変動関連の情報開示に関する同州独自の規制（後述する SB253 及び SB261 を含む一連の同州の規制を、以下「CA 州規制」という。）を導入し、連邦と州を含めて全米初となる気候変動関連の情報開示を企業に義務付ける法律が成立したとして、注目されていた。規制対象は米国の法律に基づき設立されたカリフォルニア州内で事業を行う企業に限定されるものの、上記の SEC 最終規則では最終的に採用されなかったバリューチェーンの上流と下流に関する温室効果ガス排出量の開示義務を含む厳しい規制に大胆に踏み込む内容となっている。カリフォルニア州大気資源局（California Air Resources Board）（以下「CARB」という。）が今後策定するとされている規則の内容や、他州における気候

変動関連の施策への影響の有無が広く関心を集めている。

こうした米国における気候変動関連の情報開示規制をめぐる動きは、司法だけでなく、気候変動関連の情報開示規制に積極的な民主党と、強硬に反対している共和党との政治的対立そのものでもある。バイデン政権は、気候変動への対応に後ろ向きで地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定からも離脱したトランプ前政権の環境政策を方向転換し、2021年5月に気候関連の金融リスクに関する大統領令（Executive Order on Climate-Related Financial Risk）に署名しており、SEC 最終規則は同大統領令に基づき策定されたものである。SEC 最終規則の採択も、共和党側委員2名が反対する中で、民主党側委員3名による賛成多数によって可決されたものであり、2024年11月に予定されている大統領選の見通しも絡んで、民主党と共和党の全面対決の色合いが濃くなってきている。SEC 最終規則はバイデン政権の気候変動対策の中心的な位置付けであることもあり、仮にトランプ前大統領が再び咲きを果たした場合には実質的に覆される可能性がある。また、仮にバイデン大統領が再選を果たした場合でも、共和党指名判事が多数派となっている連邦最高裁判所まで司法闘争がもつれ込めば、規制反対派に有利な判断がなされる可能性もある。

SEC 最終規則は基本的に SEC に登録された上場企業のみを対象としており、また、CA 州規制は米国の法律に基づき設立されたカリフォルニア州内で事業を行う企業のみを対象としていることから、各規制が直接適用されることとなる日本企業は限定的であるものの、米国における連邦レベル及び州レベルの気候関連情報の開示規制の動向は、日本を含む世界における将来的な規制動向を予測していくうえで非常に重要であり注目に値する。

II SEC の気候関連情報開示に関する最終規則の概要

1. 概要

SEC 最終規則は、気候関連情報を企業に義務付ける、連邦レベルでは初めての規制である。上記の2021年5月の気候関連の金融リスクに関する大統領令において各政府機関に対して気候関連リスクへの対応が要求されており、SEC 最終規則はその一環として策定された。現時点では SEC によって最終規則の適用は停止されているものの、（少なくとも民主党政権下における）米国連邦政府の気候関連情報開示規制に関する方向性を明確に示したものであるとして非常に重要であるし、適用停止はあくまでも司法判断がなされるまでの一時的な措置であって、適用が再開されれば、適用対象企業に十分な準備時間が与えられているわけでは必ずしもないことから、適用可能性のある企業は、SEC 最終規則の内容をきちんと理解したうえで必要な備えをしておくべきである。

SEC 最終規則は、グローバルで広く受け入れられている気候関連情報の開示の枠組みである温室効果ガスプロトコルや、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）（TCFD）が2017年に公表したTCFD提言における概念を一部取り入れている。すなわち、温室効果ガスプロトコルは、温室効果ガスの排出について、スコープ1（企業が所有又は直接管理する排出源から生じるもの）、スコープ2（企業が購入又は入手したエネルギーに起因するもの）及びスコープ3（バリューチェーンの上流及び下流における間接的な温室効果ガス排出）の3つに分類しているところ、SEC 最終規則でもかかる分類がベ-

スとなっている。また、TCFD 提言は、企業等が、自社のビジネス活動に影響を及ぼす気候変動のリスクと機会について適切に把握し、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理及び④指標と目標（Metrics and Targets）について開示すべきことを推奨しているところ、SEC 最終規則が要求する気候関連リスクとその対策に関する開示は、これらの4項目に沿う内容となっている。

上記のとおり、SEC 最終規則は、2022 年 3 月に公表された規則案からパブリックコメント手続を経て規制内容が大幅に縮小されており、特に大きな変更としては、企業に重い負担を課すと懸念されたスコープ 3 の排出量に関する開示義務がいずれの登録種別の企業との関係でも削除された点や、小規模報告会社（smaller reporting companies）と新興成長会社（emerging growth companies）についてスコープ 1 及び 2 の排出量開示義務から除外された点などがある。

2. 適用対象・スケジュール

SEC 最終規則は、基本的に SEC に登録された米国内の上場企業、及び SEC に登録された外国企業に対して適用される。

適用スケジュールは、各上場企業につき SEC が定める登録種別によって異なり、例えば、大規模早期提出会社（large accelerated filer）に該当する会社の場合は、温室効果ガス排出の開示を 2026 年（同暦年に始まる事業年度。以下同じ。）から、財務諸表に関する開示を 2025 年から、早期提出会社（accelerated filer）に該当する会社の場合は、それぞれの開示を 2028 年と 2026 年から行わなければならないとされる。

3. 温室効果ガス排出に関する開示規制

SEC 最終規則は、大規模早期提出会社及び早期提出会社につき、スコープ 1 及び 2 の排出について重要性がある場合に限定してスコープ 1 及び 2 の排出量の開示義務を負わせている。他方で、SEC における登録種別が小規模報告会社や新興成長会社である会社については、スコープ 1 及び 2 を含め温室効果ガスの排出量に関する開示は一切求められていない。なお、SEC 最終規則の規則案ではスコープ 3 の温室効果ガスに関する排出量についても広く開示義務を負わせる内容が想定されていたが、バリューチェーンの上流及び下流に位置する企業等から、温室効果ガス排出量の情報を取得する必要があると考えられる等予想される負担の重さから反対の声が強く、SEC 最終規則においてはスコープ 3 の排出量の開示はいずれの登録種別の会社との関係でも要求されないこととなった。

また、スコープ 1 及び 2 の排出について重要性がある場合に排出量の開示義務を負っている大規模早期提出会社や早期提出会社については、かかる排出量の開示に際して、第三者保証を伴う認証報告書の提出も義務付けられる。この保証には、限定的保証と合理的保証があり、それぞれ適用されるスケジュールが異なっている。

4. 財務諸表に関する開示規制

SEC 最終規則は、非財務情報開示及び財務情報開示に関して、気候関連リスクとその影響、気候関連リスクのガバナンスと管理のあり方について、以下の事項を含む開示を要求している。

- ・ 気候関連リスク：
企業の戦略、経営成績、財務状況に重要な影響を生じ又は生じる可能性のある実際の及び潜在的な気候関連リスク
- ・ 気候関連リスクの影響：
気候関連リスクが企業の戦略、ビジネスモデル及び見通しに生じ又は生じる可能性のある実際の及び潜在的な影響、気候関連リスクがどのように企業の戦略、経営成績、財務状況に対して重要な影響を与えたか
- ・ 気候関連リスクのガバナンス：
取締役会による気候関連リスクの監督体制、重要な気候関連リスクの評価と管理についての経営者の役割
- ・ 気候関連リスクの管理：
気候関連リスクの確認、評価及び管理の手続
- ・ 気候変動に関連する目標とゴール：
企業の事業、経営成績、財務状況に重大な影響を生じ又は生じる可能性が高い気候変動関連の目標とゴール、それらの進捗度合い

5. 相次ぐ訴訟と一時的執行停止措置

SEC 最終規則に対しては、採択の直後から多数の訴訟が提起されている。気候関連情報の開示規制への賛成派と反対派の双方から訴訟が提起されており、環境保護団体等の賛成派からは、規制内容が不十分でありもっと強化すべきであるとして、また、反対派からは、SEC による気候関連情報の開示規制は議会の承認を得たものではなく SEC の権限を超えている、規制内容が恣意的で予見困難である等の主張がなされている。

こうした複数の訴訟提起を受け、2024 年 4 月 4 日、SEC は、訴訟の審理中に規則が施行されることによる不確実性を避けること等を理由に、司法判断が下るまでの間、SEC 最終規則の適用を一時停止する旨を公表した。司法判断が下るまでの間の一時的な措置とはされているが、連邦最高裁判所まで争われる可能性まで考慮すると司法の場で最終的な決着がつくのは数年後となる可能性もある。

III 米国カリフォルニア州で成立した気候変動関連の情報開示法案の概要

SEC 最終規則の採択に先立つ 2023 年 10 月 7 日、米国カリフォルニア州知事は、気候変動関連の情報開示に関する以下の 2 つの法案に署名した。

- ① 「気候関連企業データ説明責任法」(SB253 : Climate Corporate Data Accountability Act) (以下「SB253」という。)

- ② 「温室効果ガス：気候関連財務リスク」（SB261：Greenhouse gases: climate-related financial risk）（以下「SB261」という。）

気候変動関連の情報開示を企業に義務付ける法律の成立は連邦と州を含めて全米初であった。特に SB253 では、温室効果ガス排出量につき、報告企業による排出量に加えて、上流及び下流の両方を含むバリューチェーンにおける間接排出量まで含めて開示の対象とする踏み込んだ規制内容となっており、注目されている。

1. 気候関連企業データ説明責任法（SB253）

（1）概要

SB253 は、報告企業（“reporting entity”）に対して、スコープ 1、2 及び 3 の温室効果ガス排出量に関する報告書を、カリフォルニア州が指定する排出量報告機関（“emissions reporting organization”）に毎年提出することを義務付けるものである。報告企業により報告された情報は、デジタルプラットフォーム上で公開されることとされている。

（2）気候関連企業データ説明責任法（SB253）の適用対象となる報告企業

SB253 は、報告企業を、①パートナーシップ、コーポレーション、LLC、又はその他の事業体であって、カリフォルニア州の法律、米国のその他の州の法律、コロンビア特別区の法律、又は米国議会の法律に基づいて設立され、②前会計年度の年間総収益が 10 億米ドルを超え、かつ③カリフォルニア州内で事業を営む（“does business in California”）主体と定義している。

①の要件との関係では、上場企業・非上場企業のいずれも含まれる。

②の要件は、条文上は、カリフォルニア州内の事業活動に関する年間総収益には限定されておらず、全地域を対象とした年間総収益が含まれると考えられ、企業の売上が 10 億米ドルを超える場合には要件を満たしてしまうと考えられるため、留意が必要である。10 億米ドルという基準額がどのように計算されるのかについては、条文上は当該報告企業単独での数字であるように読めるものの、子会社や関連会社の数字を含むのかを含め法令上は明確ではない。

③の「カリフォルニア州内で事業を営む（“does business in California”）」の要件は、SB253 においては明確には定義されていない。例えば当該企業の本社や事業所がカリフォルニア州内に物理的に存在する必要があるとはされておらず、事業所の有無にかかわらず該当し得るものと考えて対応していくべきである。この点については、今後、法令や解釈運用により明確化されることが期待されている。

（3）温室効果ガス排出量の報告義務

SB253 に従い、CARB は、2025 年 1 月 1 日までに、SB253 に関する具体的な規則を定めることとされている。SB253 によれば、当該規則では、報告企業は、前会計年度の温室効果ガス排出量であって、以下のスコープに含まれるものを記載した報告書を、年次でカリフォルニア州が指定する排出量報告機関に対して提出することを義務付けられることとなる。このスコープ 1～3 の分類は、上記の温室効果ガスプロトコルにおける分類と基本的に同様のものである。スコープ 3 の温室効果ガス排出量の開示義務まで踏み込んだ点は CA 州規制の厳格

さを示すものであり、スコープ 3 の排出量の計算に当たっては、報告企業は、自社が属するバリューチェーンの上流及び下流にいる企業等の第三者から、温室効果ガス排出量の情報を取得して開示に備える必要があると考えられる。

スコープ	対象
スコープ 1 排出量	直接温室効果ガス排出量であって、場所にかかわらず、報告企業が所有又は直接管理する排出源から生じるもの。燃料燃焼活動を含むが、これに限定されない。
スコープ 2 排出量	間接温室効果ガス排出量であって、場所にかかわらず、報告企業が購入又は入手した電気、蒸気、又は暖冷房の消費から生じるもの
スコープ 3 排出量	(バリューチェーンの) 上流及び下流の間接温室効果ガス排出量であって、報告企業が所有又は直接管理しない排出源から生じるもの(スコープ 2 排出量以外のもの)。購入した商品やサービス、出張、従業員の通勤、販売した製品の加工や使用から生じる間接温室効果ガス排出量を含むが、これらに限定されない。

(4) 報告時期等

SB253 によれば、上記規則において、スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量に関する報告義務は、2026 年以降、毎年報告企業に課される予定である。スコープ 3 の温室効果ガス排出量の開示義務は 2027 年以降、毎年報告企業に課される予定であり、当該開示は、対象企業のスコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量の開示後 180 日以内になされる必要がある。

(5) 独立した第三者保証プロバイダーによる保証

SB253 によれば、上記規則において、報告企業は、温室効果ガス排出量の開示に関して、独立した第三者保証プロバイダーからの保証を受ける必要がある。当該第三者保証プロバイダーは、温室効果ガス排出量の測定、分析、報告等に関する重要な経験を有し、かつ、業務を実施するために必要十分な能力を有しなければならない。

2026 年から 2029 年までのスコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量は、第三者保証プロバイダーから限定的保証を受けることで足り、2030 年以降は合理的な保証を受ける必要がある。これに対して、スコープ 3 の温室効果ガス排出量は、2030 年以降、第三者保証プロバイダーから限定的な保証を受ける必要がある。

(6) SB253 に違反した場合の罰則

SB253 によれば、CARB は、上記報告書の不提出、提出遅延、その他 SB253 の要件を満たさない場合には、報告企業に対して行政罰(報告年度において、50 万米ドル以下)を求める規則を採択しなければならない。当該行政罰は、(i)違反者の過去及び現在における遵守状況や、(ii)違反者が遵守のために取った改善措置やその期間等を考慮して、CARB により決定される。

なお、スコープ 3 の温室効果ガス排出量に関しては、報告企業が合理的な根拠に基づいて誠実に開示した記載に誤りがあった場合は、行政処分の対象とならない。また、スコープ 3 に関する行政罰は、2027 年から 2030 年の間は、報告書の不提出に対してのみ発生する。

2. 温室効果ガス：気候関連財務リスク（SB261）

（1）概要

SB261 は、開示企業に対して、2026 年 1 月 1 日以降、隔年ごとに、気候関連財務リスク報告書を作成し、自社のウェブサイトでの公開を義務付けるものである。

（2）温室効果ガス：気候関連財務リスク（SB261）の適用対象となる対象企業

SB261 は、①パートナーシップ、コーポレーション、LLC、又はその他の事業体であって、カリフォルニア州の法律、米国のその他州の法律、コロンビア特別区の法律、又は米国議会の法律に基づいて設立され、②前会計年度の年間総収益が 5 億米ドルを超え、かつ③カリフォルニア州内で事業を営む（“does business in California”）ものを対象企業と定義している。なお、対象企業には、カリフォルニア州保険局（California Department of Insurance）の規制を受ける事業体及び他州で保険事業を行う事業体は含まない。

SB261 において、③の「カリフォルニア州内で事業を営む（“does business in California”）」という要件は、SB253 と同様に明確には定義されておらず、今後、法令や解釈運用により明確化されることが期待される。

（3）気候関連財務リスクの開示義務

SB261 に基づき、対象企業は、2026 年 1 月 1 日以降、隔年ごとに、以下の①②の両方を開示する気候関連財務リスク報告書を作成し、自社のウェブサイトで公開しなければならない。

No.	内容
①	TCFD 提言又はその後継に記載された推奨される枠組み及び開示要件、又は法令上の要件を満たす他の機関が公表するフレームワークの開示要件に従った、自社の気候関連財務リスク
②	上記①に従い開示された、気候関連財務リスクを軽減し適応するために採用した措置

気候関連財務リスク（Climate-related financial risk）とは、物理的又は移行的なリスクに起因して、直接的及び長期的に、財務結果に害を及ぼす重大なリスクを意味する（企業運営、商品・サービスの提供、サプライチェーン、従業員の健康と安全、資本・金融投資、機関投資、融資先・借入先の財務状況、株主価値、消費者需要、金融市場・経済の健全性に対するリスクが含まれるが、これらに限定されない）と定義されている。

対象企業が、上記①②を完全に満たさない開示を行う場合には、可能な限り遵守した形で開示を行い、その差異につき説明を行い、完全な開示をするために講じる措置を記載しなければならない。

気候関連財務リスク報告書は、親会社においてグループ会社全体のリスクを統合して開示することができる。この場合、当該親会社の子会社を対象企業となる場合であっても、当該子会社は、気候関連財務リスク報告書を別個に作成する必要はない。

(4) 違反した場合の罰則等

SB261 によれば、CARB は、気候関連財務リスク報告書を自社のウェブサイトで公開せず、又は不十分若しくは不十分な報告書を公表した対象企業に対し、行政罰（報告年度において、5 万米ドル以下）を求める規則を採択しなければならないとされる。但し、当該行政罰は、(i)違反者の過去及び現在における遵守状況、(ii)違反者が遵守のために取った改善措置やその期間等を考慮して、CARB により決定される。

IV 日本企業における留意事項

(1) SEC 最終規則、SB253 及び SB261 に基づく報告・開示義務の有無の確認

日本企業にまず求められる対応としては、自社に加えその米国子会社・関連会社等が、SEC 最終規則、SB253 及び SB261 に基づく報告・開示義務を負うかを、上記で述べた要件に照らして確認することである。

なお、SB253 及び SB261 に関しては、上記のとおり、条文上はカリフォルニア州内で事業を行う旨の要件は明確に定義されていないため、現時点においては保守的に理解すべきであり、当該会社がカリフォルニア州内に事業所を持たなくても、（米国の法律に基づき設立され）カリフォルニア州内で事業を行っている場合には、要件を満たし得ることを前提として検討することが望ましい。

次に、SEC 最終規則、SB253 及び SB261 に基づき報告・開示義務を負う会社が存在する場合には、(i)SEC 最終規則については各上場企業につき SEC が定める登録種別に従ったスケジュールで開示義務が発生し、(ii)SB253 及び SB261 については 2026 年から開示義務が発生することを見据えて、他社の対応状況も踏まえつつ、以下の(2)に挙げるような実務上の対応やその準備を実施することが望ましい。

なお、SB253 においては、報告企業はスコープ 3 の温室効果ガス排出量の報告を義務付けられるところ、例えば日本企業が報告企業の定義に該当しない場合でも、報告企業の要件に合致する第三者の上流又は下流のバリューチェーンを構成する場合には、当該第三者企業のスコープ 3 の排出量算定に際して情報提供を求められ得ることには留意が必要である。

(2) 情報の確認及び手続等の整備

SEC 最終規則又は SB253 の要件を満たす場合には、温室効果ガスの排出量を測定し開示することが必要となるため、社内で排出量の測定基準や、プロトコルの整備を行うことが望ましい。また、SEC 最終規則又は SB261 の要件を満たす場合には、同様に、気候関連財務リスクの確認が必要となるため、社内での確認プロセスを整備することが望ましい。

コンプライアンス遵守の観点から、対象となる企業は、気候変動関連の情報開示の正確性を確認・検証するための担当者や、社内手続の整備、外部弁護士事務所や外部コンサルタントの活用を導入を検討することが望ましい。特に上場企業は、気候変動関連の情報開示内容の正確性により注意すべきであり、正確性を担保するために外部リソースを活用することも重要になると考えられる。

特に、上記のとおり、SB253 では、スコープ 3 の温室効果ガス排出量に関しては、報告企業が合理的な根拠に

基づいて誠実に開示した記載に誤りがあった場合は行政処分の対象から外されている。そのため、開示に必要な情報の収集・検証や開示内容の検討に関する一連のプロセスを適切に整備することが肝要である。

(3) 日本企業への影響

日本では、コーポレートガバナンス・コードの改訂により、2022 年以降、東京証券取引所プライム市場上場企業には、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFD 提言又はそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきであるとされている。

また、金融庁は 2023 年 1 月に「企業内容等の開示に関する内閣府令等」の改正案を公布及び施行し、有価証券報告書等に TCFD 提言とも整合したサステナビリティ情報の記載欄を新設した。

なお、TCFD によれば、TCFD への賛同機関数は、日本が世界最多とされている。

これらの事情が影響し、海外と比較して、日本において気候関連情報の開示を試みる企業は多い状況といえる。

既に気候関連リスクについて相応な開示を行っている東京証券取引所プライム市場上場企業、又は同様の枠組みにて任意開示を行っている日本企業に関しては、SEC 最終規則及び SB261 が TCFD 提言を参照して策定されていることから、SEC 最終規則又は SB261 の適用がある会社についても、基本的には既に日本で行っている開示の枠組みを踏まえた対応を行うことになると考えられる。

スコープ 3 の温室効果ガスの排出量を開示している東京証券取引所プライム市場上場企業、又は同様の枠組みにて任意開示を行っている日本企業の数はまだ限定的であるところ、SB253 の適用がある会社に関しては、スコープ 3 の温室効果ガスの排出量の開示が要求される点には留意が必要である。

東京証券取引所プライム市場上場企業、又は同様の枠組みにて任意開示を行っている日本企業における開示では、現時点では温室効果ガス排出量の削減目標のみを掲載し、具体的な温室効果ガス排出量には言及していない事例もみられるところ、SEC 最終規則又は SB253 の適用がある会社に関しては、具体的な温室効果ガス排出量の開示が要求される点には留意が必要である。

V 今後の動向

SEC 最終規則及び CA 州規制は、いずれも米国における気候関連情報の開示規制として革新的なものであるが、SEC 最終規則が原則として上場企業のみを対象としている一方で、CA 州規制は米国の法律に基づき設立されたカリフォルニア州内で事業を行う企業であれば上場企業か非上場企業かにかかわらずに対象としている点、SEC 最終規則はスコープ 1 及び 2 の温室効果ガス排出量の開示までしか求めている一方で、CA 州規制はスコープ 3 の排出量の開示まで求めている点で大きく異なり、CA 州規制の方がより踏み込んだ規制内容となっている。

SEC 最終規則と CA 州規制のいずれについても複数の訴訟が提起されており、確定的な司法の判断が下されるまでには相応の時間を要すると見込まれ、また、政治的対立の影響も色濃く受けており、今秋に予定されている大統領選の結果によって少なくない影響があると考えられるため、当面の間は流動的な状況が続くと予想される。



また、CA 州規制について CARB が策定する予定の規則の内容もまだ明らかになっていない。さらに、米国の法律に基づき設立されたカリフォルニア州において事業を行っている上場企業の場合には、SEC 最終規則と CA 州規制の両方が適用される可能性があるところ、両規制の関係も明らかになっていない。そのため、各規制の適用対象となる可能性がある企業においては、情報収集を怠らず各規制についての今後のアップデートを注視し、規制に柔軟に対応できるよう準備しておくことが必要となる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報室 newsletter@nishimura.com